

住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

(平成21年7月15日公布)

<改正概要>

- ① 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。 (施行期日：入管法等改正法の施行日(公布後3年以内の政令で定める日))
 - 外国人住民に係る住民票を作成し、各種行政事務の処理の基礎とする。
 - 外国人住民に係る手続のワンストップ化を図る。
- ② 他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。 (施行期日：公布後3年以内の政令で定める日)
 - 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止する。
 - 転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能となる。

※ ①に関して、現行の外国人登録制度を廃止し、法務大臣が適法に在留する外国人に対して空港等で在留カード等を発行する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」も、平成21年7月15日に公布された。

【外国人住民関係の改正内容】

住民票を作成する対象者

・ 中長期在留者 (在留カード交付対象者)、特別永住者 等

住民票の記載事項

・ 氏名、生年月日、性別、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍等」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載

法務大臣からの通知

・ 在留資格の変更、在留期間の更新により、外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合に、法務大臣から市町村長へ通知

その他

・ 外国人と日本人で構成する一の世帯 (複数国籍世帯) の正確な把握が可能
・ 閲覧制度、住民票の写し等の交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードに係る規定について、日本人と同様に外国人住民にも適用